

開示請求に係る標準事務処理要領

平成28年4月
安全衛生部

第1 標準事務処理要領について

標準事務処理要領（以下「要領」という。）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）に基づき行われる安全衛生関係文書の開示請求に対し、開示決定を行う都道府県労働局が、迅速かつ斉一的な対応ができるよう、業務の参考として取り纏めたものである。

※なお、平成26年4月に発出された要綱を、今般、新たに内閣府情報公開・個人情報審査会から出された答申等を踏まえて改訂したものである。

第2 開示決定事務の基本的な考え方について

- 1 開示請求がなされた場合、開示・不開示の判断は、開示請求の対象とされた行政情報を保有する部署を管轄する都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）が決定し、請求人に開示決定を行うものであること。
- 2 開示決定事務に当たっては、開示請求があった日から30日以内を念頭に、迅速かつ斉一的に行う開示決定等を行う必要があること。
- 3 本要領は、情報公開法及び行政機関個人情報保護法並びに情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）におけるこれまでの答申に基づき作成されたものである。本省においては、審査会における今後の答申を踏まえ、適宜、内容の更新を行うこととしているが、都道府県労働局の開示決定事務担当者においても、審査会における答申について日頃から情報を収集に努める必要があること。
- 4 過去の対応例が蓄積されていないなど対応が難しく、判断に迷う事案は、従来どおり本省（情報公開法に基づく開示請求事案は労働基準局総務課、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求事案は大臣官房地方課）に協議すること。
- 5 開示請求の対象とされた行政情報のうち、安全衛生関係文書以外の文書については、保有する所管部署に協議すること。
- 6 本要領に記載された事項に関する照会等は、照会先について特段の記述がない限り、本省安全衛生部計画課まで行うこと。

第3 開示対象の安全衛生関係文書の種類

安全衛生関係業務においては、以下の行政文書に対する開示請求が行われると見込まれる。開示請求が行われた文書に応じ、以下第4の1～5を参考として、適切に事務処理を行うこと。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1 災害調査復命書 | (第4の1を参照) |
| 2 労働者死傷病報告 | (第4の2を参照) |
| 3 安全衛生指導復命書、安全衛生指導書、改善報告書 | (第4の3を参照) |
| 4 労働安全衛生法第88条に基づく計画届 | (第4の4を参照) |
| 5 石綿障害予防規則第5条に基づく作業届 | (第4の5を参照) |

なお、行政文書の開示に当たっては、請求された行政文書ごとに編綴されている文書の中から開示・不開示を個別に判断すること。

第4 開示対象文書毎の基本対応方針

1 災害調査復命書

(1) 開示請求の態様別の基本対応方法

	請求の態様	情報公開法	行政機関個人情報保護法
		対応方法	対応方法
ケース1	被災者名を特定した 請求がなされた場合	「存否応答拒否」(法第8条) (参考答申) 平成15年度(行情)答申第331号	「部分開示」(法第15条) (参考答申) 平成20年度(行個)答申第156号
ケース2	事業場名を特定した 請求がなされた場合	「部分開示」(法第9条第1項)	※1 請求が本人と一定の条件を満たす受給権者以外の場合には請求できない旨説明すること。 ※2 安全衛生関係文書以外の文書については、保有する所管部署に協議すること。
ケース3	被災者名・事業場名が 特定されない請求が なされた場合	「部分開示」(法第9条第1項) (参考答申) 平成17年度(行情)答申第152号	/
ケース4	被災者名・事業場名が 特定されない請求が なされた場合で、請求 日までに行政機関が 記者発表を実施して いる場合	「部分開示」(法第9条第1項)	

注1：行政機関個人情報保護法については、前提として被災者名が特定されているものとして整理している。

注2：上記4ケースに分類されず判断に迷う事案は、本省安全衛生部（事案の所管部署）に協議すること。

(2) 対象文書における具体的開示・不開示の判断

① 情報公開法による開示請求の場合

ア 開示・不開示の基本的な考え方

(ア) 災害調査復命書における開示・不開示の基本的な考え方は、別添2のとおりであること。

(イ) 様式の標題部分等は、不開示情報には該当しないので開示すること。

(ウ) 何らかの記載が必要な箇所が空欄となっている場合は、原則、開示すること。

(エ) (1) のケース3（ケース4含む）に分類されるものであっても、マスコミ等で大きく報道され、社会的に注目を集めた事故や災害の災害調査復命書については、開示・不開示の判断を検討するに当たり考慮すること。

(オ) 対象文書に記載されている以下の情報は、不開示情報の該当条項である情報公開法

第5条の「第1号」「第2号イ」「第2号ロ」「第6号柱書き」「第6号イ」に該当するので不開示とすること。

a 情報公開法第5条第1号

当該災害調査に関する関係者氏名（※）等、特定の個人を識別できる情報、また、特定の個人が識別できない場合であっても特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されている部分（ただし、他の行政機関を含め職員の氏名、職名、印影等を除く。）。

※ 調査担当官等の行政職員の氏名は含まない。

b 情報公開法第5条第2号イ

当該災害調査に関する事業場等の情報のうち、開示することにより当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されている部分。

c 情報公開法第5条第2号ロ

当該災害調査に関する事業場等の情報のうち、災害調査において行政機関からの要請に基づき開示しないという条件で事業場から任意に提供された部分。

d 情報公開法第5条第6号柱書き

災害調査は、調査担当官と災害関係者らとの個別の信頼関係を前提として行われるものである。このことから、災害調査の実施により把握した情報のうち、開示することにより、災害発生原因の解明が困難となり、また、正確かつ具体的な情報を十分に得ることができなくなり、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分。

e 情報公開法第5条第6号イ

災害調査復命書に記載されている情報のうち、開示することにより災害の発生状況等、災害の内容に対する労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなり、事業者の法令の不遵守、又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生ずることとなり、関係法令の履行確保を図るといふ行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分。

(カ) 行政機関が記者発表をしている事案（(1)のケース4）については、当該記者発表で公表している情報を開示すること。

なお、記者発表では、一般に「事業場名」、「災害発生地」、「被災状況」、「被災者年齢」、「被災者職種」、「被災の程度（休業見込日数、死傷の別）」、「違反条文」等に関する情報を発表する事例が多いことから、記者発表文を入手し、発表内容を確認の上、上記（ア）の開示箇所に加えて開示・不開示を判断すること。

イ 開示文書の作成について

(ア) 開示等決定通知書の不開示理由等の記載例を別添1-1に掲載しているので、これを参考に開示等決定通知書を作成すること。

(イ) 災害調査復命書の開示・不開示に当たっては、第4の1（1）のケースごとに具体的な対応方法を検討すること。なお、別添1-3において、「灰色」の箇所は不開示（既に公表済の事項を除く。）とし、「赤色」部分は別添2の該当箇所に係る備考欄を参考に、開示・不開示を判断すること。

(ウ) 災害調査復命書には、様式本体に加え、事業者等からの提出文書や行政が作成した文書も資料として添付することがある。これらの添付資料が開示請求の対象文書に該当する場合は、災害調査復命書の様式と同様に情報公開法第5条に基づき開示・不開示の判断をし、不開示情報以外の情報は開示すること。なお、災害調査復命書の添付資料の開示・不開示の例を以下に示すので参考にすること。

a 事業場の建屋の配置や建屋内の機械等の配置等を記載した図面・写真部分是不開示とし、図面の名称・番号等のみ開示すること（図面の名称自体が個人に関する情報に該当する場合は不開示とする。）

ただし、事業場の建屋外観の写真（事業場の敷地外の道路から撮影したものであって、事業場関係者以外の第三者が通常知り得るものに限る。）については、原則として開示すること。

b 機械器具のカタログやSDS（Safety Data Sheet）、市販されている書籍の写しやインターネット上のページを印刷したものなど事業場関係者以外の第三者が通常知り得るものは原則として開示すること。ただし、機械器具などを事業場においてどのように使用しているか等、上記ア（オ）bに該当する情報（災害調査復命書本文の記載等を除く。）は不開示とすること。

c 技能講習修了証、公的な機関から発行された免許証・許可証等の証明書の写しについて、氏名、生年月日、許可番号等の個人に関する情報（情報公開法第5条第1号該当）を除き開示すること。

【注1】生年月日等、日付の記載部分については、様式とみなせる「年」「月」「日」の箇所（和暦で年号の記載がある場合は当該年号を含む。）は開示し、数字の部分のみ不開示とすること。また、許可番号等についても同様の考え方によること。

【注2】証明書の発行者が行政機関の場合、その代表者職氏名・印影などは、不開示情報には該当しないこと。

【注3】特別教育の修了証の場合、一般に外部の者に対して教育を実施している機関であれば、上記の公的な機関に準じた取扱いとするが、第三者に該当する事業者が自社の労働者に対して実施した特別教育の修了証等の場合には、当該教育を実施した事業者に係る情報も不開示とすること。

② 行政機関個人情報保護法による開示請求の場合

ア 開示・不開示の基本的な考え方

(ア) 災害調査復命書における開示・不開示の基本的な考え方は、別添2のとおりであること。

(イ) 様式の標題部分等は、不開示情報には該当しないので開示すること。

(ウ) 何らかの記載が必要な箇所が空欄となっている場合は、原則、開示すること。

(エ) マスコミ等で大きく報道され、社会的に注目を集めた事故や災害の災害調査復命書については、開示・不開示の方針の検討に当たり考慮すること。

(オ) 対象文書に記載されている以下の情報は、不開示情報の該当条項である行政機関個人情報保護法第14条の「第2号」「第3号イ」「第3号ロ」「第7号柱書き」「第7号イ」のいずれかに該当するので不開示とすること。

a 行政機関個人情報保護法第14条第2号

開示請求人に係る情報を除き、当該災害調査に関する関係者氏名(※)等、特定の個人を識別する情報、また、特定の個人が識別できない場合であっても特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されている部分(ただし、他の行政機関を含め職員の氏名、職名、印影等を除く。)

※ 調査担当官等の行政職員の氏名は含まない。

b 行政機関個人情報保護法第14条第3号イ

当該災害調査に関する事業場等の情報のうち、開示することにより当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されている部分。

c 行政機関個人情報保護法第14条第3号ロ

当該災害調査に関する事業場等の情報のうち、災害調査において行政機関からの要請に基づき開示しないという条件で事業場から任意に提供された部分。

d 行政機関個人情報保護法第14条第7号柱書き

災害調査は、調査担当官と災害関係者らとの個別の信頼関係が前提として行われるものであることから、災害調査の実施により把握した情報のうち、開示することにより、災害発生原因の解明が困難となり、また、正確かつ具体的な情報を十分に得ることができなくなり、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分。

e 行政機関個人情報保護法第14条第7号イ

災害調査復命書に記載されている情報のうち、開示することにより災害の発生状況等、災害の内容に対する労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなり、事業者の法令の不遵守、又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生ずることとなり、関係法令の履行確保を図るという行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分。

(カ) 行政機関が記者発表をしている事案((1)のケース4)については、当該記者発表で公表している情報を開示すること。

なお、記者発表では、一般に「事業場名」、「災害発生地」、「被災状況」、「被災者年齢」、「被災者職種」、「被災の程度(休業見込日数、死傷の別)」、「違反条文」等に関

する情報を発表する事例が多いことから、記者発表文を入手し、発表内容を確認の上
開示・不開示を判断すること。

イ 開示文書の作成について

(ア) 開示等決定通知書の不開示理由等の記載例を別添1-2に掲載しているの
ので、これを参考に開示等決定通知書を作成すること。

(イ) 災害調査復命書の開示・不開示に当たっては、第4の1(1)のケースごとに具
体的な対応方法を検討すること。なお、別添1-3において、「灰色」の箇所は不開示
(上記イで既に公表済の事項を除く。)とし、「赤色」部分は別添2の該当箇所に係る
備考欄を参考に、開示・不開示を判断すること。

(ウ) 災害調査復命書には、様式本体に加え、事業者等からの提出文書や行政が作成した
文書も資料として添付することがある。これらの添付資料が開示請求の対象文書に該
当する場合は、災害調査復命書の様式と同様に行政機関個人情報保護法第14条に基
づき開示・不開示の判断をし、不開示情報以外の情報は開示すること。なお、災害調
査復命書の添付資料の開示・不開示の例を以下に示すので、参考にすること。

a 事業場の建屋の配置や建屋内の機械等の配置等を記載した図面・写真部分は不開
示とし、図面の名称・番号等のみ開示すること(図面の名称自体が個人に関する情
報に該当する場合は不開示とする。)

ただし、事業場の建屋外観の写真(事業場の敷地外の道路から撮影したものであ
つて、事業場関係者以外の第三者が通常知り得るものに限る。)については、原則と
して開示すること。

b 機械器具のカタログやSDS、市販されている書籍の写しや、インターネット上
のページを印刷したものなど一般に公開されているものは原則として開示すること
(当該情報の対象である機械器具などを事業場においてどのように使用しているか
等、上記アの(オ) bに該当する情報(災害調査復命書本文の記載等を除く。))。

c 技能講習修了証、公的な機関から発行された免許証・許可証等の証明書の写しに
ついて、開示請求人以外の者のものは、氏名、生年月日、許可番号等の個人に関す
る情報(行政機関個人情報保護法第14条第2号該当)を除き開示すること。

【注1】生年月日等、日付の記載部分については、様式とみなせる「年」「月」「日」
の箇所(和暦で年号の記載がある場合は当該年号を含む。)は開示し、数字の
部分のみ不開示とすること。また、許可番号等についても同様の考え方による
こと。

【注2】証明書の発行者が行政機関の場合、その代表者職氏名・印影などは不開示情
報には該当しないこと。

【注3】特別教育の修了証の場合、一般に外部の者に対して教育を実施している機関
であれば、上記の公的な機関に準じた取扱いとするが、第三者に該当する事業
者が自社の労働者に対して実施した特別教育の修了証等の場合には、当該教育
を実施した事業者に係る情報も不開示とすること。

2 労働者死傷病報告

(1) 開示請求の態様別の基本対応方法

	請求の種類	情報公開法	行政機関個人情報保護法
		対応方法	対応方法
ケース1	被災者名を特定した請求がなされた場合	「存否応答拒否」(法第8条) (参考答申) 平成17年度(行情)答申第92号	報告書作成者の職氏名及び事業者の印影を除き原則開示 (参考答申)平成20年度(行情)第202号
ケース2	事業場名を特定した請求がなされた場合	「部分開示」(法第9条第2項)	※ 請求が本人と一定の条件を満たす受給権者以外の場合には請求できない旨説明すること。
ケース3	被災者名・事業場名が特定されない請求がなされた場合	「部分開示」(法第9条第1項)	

注1: 行政機関個人情報保護法については、前提として被災者名が特定されているものとして整理している。

注2: 上記3ケースに分類されず判断に迷う事案は、本省安全衛生部(事案の所管部署)に協議すること。

(2) 対象文書における具体的開示・不開示の判断

① 情報公開法による開示請求の場合

ア 開示・不開示の基本的な考え方

- (ア) 労働者死傷病報告における開示・不開示の基本的な考え方は、別添3のとおりであること。
- (イ) 様式の標題部分等は、不開示情報には該当しないので開示すること。
- (ウ) 何らかの記載が必要な箇所が空欄となっている場合は、原則、開示すること。
- (エ) 様式右下の職員記入欄は、情報公開法第5条第2号イに該当するものを除き開示すること。また、行政職員が記載した情報についても、情報公開法第5条第6号イに該当するものを除き開示すること。
- (オ) マスコミ等で大きく報道され、社会的に注目を集めた事故や災害については、開示・不開示の方針の検討に当たり考慮すること。
- (カ) 対象文書に記載されている以下の情報は、不開示情報の該当条項である情報公開法第5条の「第1号」「第2号イ」「第6号柱書き」「第6号イ」に該当するので不開示とすること。

a 情報公開法第5条第1号

被災労働者を含め特定の個人が特定される、又は推認されるおそれがある情報、被災者労働者を含め特定の個人が識別できない場合であっても、特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されている部分(ただし、他の行政機関を含め職員の氏名、職名、印影等を除く。)

※1 被災労働者の場合は、記載されている情報は身体の具体的な損傷、程度を示すものであり、被災労働者個人の権利利益を害するおそれがある。

※2 調査担当官等の行政職員の氏名は含まない。

b 情報公開法第5条第2号イ

印影等の法人に関する情報として事業者の印影が記載されており、偽造等不正に使用されるおそれがあるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されている部分。

c 情報公開法第5条第6号柱書き

労働者死傷病報告による情報提供の内容は、労働基準行政本来の目的のみに用いられることを前提に事業場から労働基準監督機関との信頼関係の下提出がなされるものであり、開示されることにより、事業場は当該報告書を提出しない、あるいは虚偽の報告をするなどの違法行為や違法行為に至らなくてもその部分を省略又は簡素化し、関係資料の提供に協力的でなくなり、必要とされる具体的・客観的な情報が十分に得られなくなるなど行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分。

(キ) 行政機関が記者発表をしている事案については、当該記者発表で公表している情報を開示すること。

なお、記者発表では、一般に「事業場の名称」、「被災地の場所」、「被災状況」、「被災者職種」、「休業見込期間又は死亡日時」、「傷病名」、「傷病部位」、「災害発生状況及び原因」等に関する情報を発表する事例が多いことから、記者発表文を入手し、発表内容を確認の上、開示・不開示を判断すること。

イ 開示文書の作成について

(ア) 開示等決定通知書の不開示理由等の記載例を別添1-1に掲載しているので、これを参考に開示等決定通知書を作成すること。

(イ) 労働者死傷病報告の開示・不開示に当たっては、2の(1)のケースごとに具体的な対応方法を検討すること。なお、別添1-3において、「灰色」の箇所は不開示(既に公表済の事項を除く。)とし、「赤色」部分は別添3の該当箇所に係る備考欄を参考に、開示・不開示を判断すること。

(ウ) 労働者死傷病報告には、記載欄の略図を補完するものとして、事故の現場写真を撮影したものや報告に付随して防止対策関係書類が添付されることがあるが、その場合には、法令や過去の答申を踏まえて開示・不開示を判断すること。また、災害調査復命書の添付資料の考え方も参考とすること。(第4の1(2)①イ(ウ)参照)

② 行政機関個人情報保護法による開示請求の場合

ア 開示・不開示の基本的な考え方

- (ア) 労働者死傷病報告における開示・不開示の基本的な考え方は、別添3のとおりであること。
- (イ) 様式の標題部分等は、不開示情報には該当しないので開示すること。
- (ウ) 何らかの記載が必要な箇所が空欄となっている場合は、原則、開示すること。
- (エ) 様式右下の職員記入欄は開示すること。また、行政職員が記載した情報についても、行政機関個人情報保護法第14条第7号イに該当するものを除き開示すること。
- (オ) マスコミ等で大きく報道され、社会的に注目を集めた事故や災害については、開示・不開示の方針の検討に当たり考慮すること。
- (カ) 対象文書に記載されている以下の情報は、不開示情報の該当条項である行政機関個人情報保護法第14条の「第2号」「第3号イ」「第7号柱書き」「第7号イ」のいずれかに該当するので不開示とすること。

a 行政機関個人情報保護法第14条第2号

開示請求人に係る情報を除き、当該災害調査に関する関係者氏名(※)等、特定の個人を識別する情報、また、特定の個人が識別できない場合であっても特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されている部分(ただし、他の行政機関を含め職員の氏名、職名、印影等を除く。)

※ 調査担当官等の行政職員の氏名は含まない。

b 行政機関個人情報保護法第14条第3号イ

印影等の法人に関する情報が記載されており、開示することにより偽造等不正に使用されるなど、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されている部分。

c 行政機関個人情報保護法第14条第7号柱書き

労働者死傷病報告による情報提供の内容は、労働基準行政本来の目的のみに用いられることを前提に事業場から労働基準監督機関との信頼関係の下提出がなされるものであり、開示されることにより事業場は当該報告書を提出しない、あるいは虚偽の報告をするなどの違法行為や違法行為に至らなくてもその部分を省略又は簡略化し、関係資料の提供に協力的でなくなり、必要とされる具体的・客観的な情報が十分に得られなくなるなど行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分。

- (キ) 行政機関が記者発表をしている事案については、当該記者発表で公表している情報を開示すること。

なお、記者発表では、一般に「事業場の名称」、「被災地の場所」、「被災状況」、「被災者職種」、「休業見込期間又は死亡日時」、「傷病名」、「傷病部位」、「災害発生状況及び原因」等に関する情報を発表する事例が多いことから、記者発表文を入手し、発表内容を確認の上、開示・不開示を判断すること。

イ 開示文書の作成について

- (ア) 開示等決定通知書の不開示理由等の記載例を別添1-2に掲載しているので、これ

を参考に開示等決定通知書を作成すること。

- (イ) 労働者死傷病報告の開示・不開示に当たっては、2の(1)のケースごとに具体的な対応方法を検討すること。なお、別添1-3において、「灰色」の箇所は不開示(既に公表済の事項を除く。)とし、「赤色」部分は別添3の該当箇所に係る備考欄を参考に、開示・不開示を判断すること。
- (ウ) 労働者死傷病報告には、一般に資料等の添付はなされないものであるが、例外的に添付されている場合には、災害調査復命書の添付資料と同様の取扱とすること。(第4の1(2)②イ(ウ)参照)

3 安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書（添付文書を含む）

(1) 開示請求の態様別の基本対応方法

	請求の態様	情報公開法	行政機関個人情報保護法
		対応方法	対応方法
ケース1	被災者名を特定した請求がなされた場合	「存否応答拒否」(法第8条) ※ 災害調査復命書と同様の扱い	「部分開示」(法第15条) ※1 請求が本人と一定の条件を満たす受給権者以外の場合は請求できない旨説明すること。 ※2 安全衛生関係文書以外の文書については、保有する所管部署に協議すること。
ケース2	事業場名を特定した請求がなされた場合	「部分開示」(法第9条第1項)	
ケース3	事業場名が特定されない請求がなされた場合	「部分開示」(法第9条第1項)	

注1：個人情報保護法については、前提として被災者名が特定されているものとして整理している。

注2：上記3ケースに分類されず判断に迷う事案は、本省安全衛生部（事案の所管部署）に協議すること。

(2) 対象文書における具体的開示・不開示の判断

① 情報公開法による開示請求の場合

ア 開示・不開示の基本的な考え方

- (ア) 安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書における開示・不開示の基本的な考え方は、別添4-①及び4-②のとおりであること。
- (イ) 様式の標題部分等は、不開示情報には該当しないので開示すること。
- (ウ) 何らかの記載が必要な箇所が空欄となっている場合は、原則、開示すること。
- (エ) マスコミ等で大きく報道され、社会的に注目を集めた事故や災害を記載した安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書については、開示・不開示の方針の検討に当たり考慮すること。
- (オ) 対象文書に記載されている以下の情報は、不開示情報の該当条項である情報公開法第5条の「第1号」「第2号イ」「第6号柱書き」「第6号イ」に該当するので不開示とすること。

a 情報公開法第5条第1号

関係者氏名等、個人が特定される、又は推認されるおそれがある情報、また、特定の個人が識別できない場合であっても特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されている部分（ただし、他の行政機関を含め職員の氏名、職名、印影等を除く。）。

※ 調査担当官等の行政職員の氏名は含まない。

b 情報公開法第5条第2号イ

安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書に記載されている情報のうち、開示することにより事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

情報が記載されている部分。

c 情報公開法第5条第2号ロ

行政機関からの要請に基づき開示しないという条件で事業場から任意に提供された部分。

d 情報公開法第5条第6号柱書き

安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書に記載されている情報のうち、開示することにより、災害発生原因の解明が困難となり、また、正確かつ具体的な情報を十分に得ることができなくなり、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分。

e 情報公開法第5条第6号イ

安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書に記載されている事業場等の情報のうち、開示することにより災害の内容に対する行政上の措置から、労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなり、事業者の法令の不遵守、又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生ずることとなり、関係法令の履行確保を図るという行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分。

(カ) 行政機関が記者発表をしている事案については、当該記者発表で公表している情報を開示すること。

イ 開示文書の作成について

(ア) 開示等決定通知書の不開示理由等の記載例を別添1-1に掲載しているので、参考に開示等決定通知書を作成すること。

(イ) 安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書の開示・不開示に当たっては、(1)のケースごとに具体的な対応方法を検討すること。なお、別添1-3において、「灰色」の箇所は不開示（既に公表済の事項を除く。）とし、「赤色」部分は別添4-①及び4-②の該当箇所に係る備考欄を参考に、開示・不開示を判断すること。

(ウ) 安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書には、様式本体に加え、事業者等からの提出文書や行政が作成した文書を資料として添付することがある。これらの添付資料が開示請求の対象文書に該当する場合は、災害調査復命書の様式と同様の取扱とすること。(第4の1(2)①イ(ウ)参照)

② 行政機関個人情報保護法による開示請求の場合

ア 開示・不開示の基本的な考え方

- (ア) 安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書における開示・不開示の基本的な考え方は、別添4-①及び4-②のとおりであること。
- (イ) 様式の標題部分等は、不開示情報には該当しないので開示すること。
- (ウ) 何らかの記載が必要な箇所が空欄となっている場合は、原則、開示すること。
- (エ) マスコミ等で大きく報道され、社会的に注目を集めた事故や災害の安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書については、開示・不開示の方針の検討に当たり考慮すること。
- (オ) 対象文書に記載されている以下の情報は、不開示情報の該当条項である行政機関個人情報保護法第14条の「第2号」「第3号イ」「第7号柱書き」「第7号イ」のいずれかに該当するので不開示とすること。

a 行政機関個人情報保護法第14条第2号

開示請求人に係る情報を除き、関係者氏名等、特定の個人を識別する情報、また、特定の個人が識別できない場合であっても特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されている部分（ただし、他の行政機関を含め職員の氏名、職名、印影等を除く。）。

※ 調査担当官等の行政職員の氏名は含まない。

b 行政機関個人情報保護法第14条第3号イ

安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書に記載されている事業場等の情報のうち、開示することにより当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されている部分。

c 行政機関個人情報保護法第14条第3号ロ

行政機関からの要請に基づき開示しないという条件で事業場から任意に提供された部分。

d 行政機関個人情報保護法第14条第7号柱書き

安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書に記載されている情報のうち、開示することにより、災害発生原因の解明が困難となり、また、正確かつ具体的な情報を十分に得ることができなくなり、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分。

e 行政機関個人情報保護法第14条第7号イ

安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書に記載されている情報のうち、開示することにより災害の発生状況等、災害の内容に対する労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなり、事業者の法令の不遵守、又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生ずることとなり、関係法令の履行確保を図るという行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分。

- (カ) 行政機関が記者発表をしている事案については、当該記者発表で公表している情報を開示すること。

イ 開示文書の作成について

- (ア) 開示等決定通知書の不開示理由等の記載例を別添1-2に掲載しているので、参考に開示等決定通知書を作成すること。
- (イ) 安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書の開示・不開示に当たっては、(1)のケースごとに具体的な対応方法を検討すること。なお、別添1-4において、「灰色」の箇所は不開示（既に公表済の事項を除く。）とし、「赤色」部分は別添4-①及び4-②の該当箇所に係る備考欄を参考に、開示・不開示を判断すること。
- (ウ) 安全衛生指導復命書、安全衛生指導書及び改善報告書には、様式本体に加え、事業者等からの提出文書や行政が作成した文書を資料として添付することがある。これらの添付資料が開示請求の対象文書に該当する場合は、災害調査復命書の様式と同様の取扱とすること。（第4の1(2)②イ(ウ)参照）

4 労働安全衛生法第88条に基づく各種計画届

基本的な考え方は「1 災害調査復命書」と同じである。なお、別添5に基本的な開示・不開示の判断をまとめたので参照にすること。

5 石綿障害予防規則第5条に基づく作業届

基本的な考え方は「1 災害調査復命書」と同じである。なお、別添6に基本的な開示・不開示の判断をまとめたので参照にすること。

開示決定通知書等の記載例一覧

- 別添 1-1 行政文書開示決定通知の例（情報公開法関係）
- 別添 1-2 行政文書開示決定通知の例（行政機関個人情報保護法関係）
- 別添 1-3 開示請求に係るマスキング対応例（情報公開法関係）
- 別添 1-4 開示請求に係るマスキング対応例（行政機関個人情報保護法関係）
- 別添 2 災害調査復命書における開示、不開示基本対応方針
- 別添 3 労働者死傷病報告における開示、不開示基本対応方針
- 別添 4-① 安全衛生指導復命書における開示、不開示基本対応方針
- 別添 4-② 安全衛生指導書、改善報告書における開示、不開示基本対応方針
- 別添 5 法第 88 条に基づく計画届における開示、不開示基本対応方針
- 別添 6 石綿則第 5 条に基づく作業届における開示、不開示基本対応方針

部分開示決定の場合

文書番号第 号
平成〇〇年〇月〇〇日

行政文書開示決定通知書

(開示請求者) 様

〇〇労働局長

根拠となる条項に注意 (開示の場合には第1項、不開示の場合には第2項)。

平成〇〇年〇月〇〇日付け (平成〇〇年〇月〇〇日受付) の行政文書の開示請求 (開第〇〇号) について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号。以下「法」という。) 第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
平成〇年〇月から〇月の間に、〇〇事業場で発生した労働災害に関する災害調査復命書及びその添付資料一式
- 2 不開示とした部分とその理由

1号情報	開示請求に係る行政文書については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されており、法第5条第1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。
2号イ及びロ情報	また、当該文書には、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記載されており、同条第2号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって通例として公にしないこととされているものが記載されており、同条第2号ロに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。
6号柱書き及びイ情報	さらに、当該文書には、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものが記載されており、同条第6号柱書きに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか、公にすることにより、労働基準監督機関の法令違反等の基準が明らかとなり、検査等に関し、違法な行為の発見を困難にするおそれのある情報が記載されており、同号イに該当することから、これらの情報が記載されている部

分を不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることにご注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることにご注意ください。）。

原処分庁の所在地を管轄する地方裁判所を記載する（行政事件訴訟法第 12 条第 1 項）。

（以下略）

部分開示決定の場合（一部保有個人情報が含まれていない場合も含む。）

文書番号第 号
平成〇〇年〇月〇〇日

（開示請求者） 様

〇〇労働局長

根拠となる条項に注意（開示の場合には第1項、不開示の場合には第2項）。

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

平成〇〇年〇月〇〇日付け（平成〇年〇月〇日受付個開第〇〇号）で開示請求のあった保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

請求書の「開示を請求する保有個人情報」に記載されているとおり記載すること。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

例) 平成〇年〇月〇日に〇〇事業場で発生した私の労働災害に関する災害調査復命書

2 不開示とした部分とその理由

開示請求に係る保有個人情報については、開示請求者以外の個人に関する氏名、職名、性別、生年月日、住所、電話番号、開示請求者以外の特定個人が作成した文書の署名・印影などの情報であって、特定の個人を識別することができるものが記載されており、法第14条第2号に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないことから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

また、当該保有個人情報には、法人等に関する情報であって、法人の印影、法人から提出された情報で当該法人の組織あるいは営業上の秘密事項に係る情報など、開示することにより当該法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、また、法人等から提供された図面や写真など、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものが記載されており、法第14条第3号イ及びロに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

さらに、当該保有個人情報には、開示請求者以外の特定個人（第三者）から聴取した内容等に係る記述など、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの及び労働基準監督機関の法令違反等の基準が明らかとなり、検査等に関し、違法な行為の発見を困難にするおそれがあるものが記載されており、法第14条第7号柱書及び同号イに該当することから、当該部分を不開示としたほか、保有個人情報が記載されていないものについては不開示とした。

不開示情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて記載してください。
例) 職名、氏名、自署、印影などの情報

非該当部分があれば、追記してください。

2号情報

3号イ

3号ロ

7号柱書及び7号イ

非該当

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所（原処分庁管轄地方裁判所）又は特定管轄地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

労働災害発生状況の把握及び再発防止対策のため。

(以下略)

原処分庁の所在地を管轄する地方裁判所を記載する（行政事件訴訟法第12条第1項）。

特定管轄裁判所（開示請求者（原告）の住所地（普通裁判籍の所在地）を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所を記載する（行政事件訴訟法第12条第4項）。

**開示請求に係るマスクング対応例
(情報公開法分)**

**平成 27 年 5 月
安全衛生部**

○ 本資料は、情報公開関係業務の参考に資するため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）に基づく開示請求における基本的なマスキング例を作成したものである。このマスキング例のうち、灰色を原則不開示とした箇所、赤色を請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討すべき箇所として示している。

なお、今後、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）から新たに答申が示された場合には、変更されることがあり得る。

○ 開示・不開示の判断は、法第5条各号に掲げる不開示情報が記録されているか否かにより判断されるため、最終的には個別の事案に即しての開示・不開示の判断が求められることに留意が必要である。

○ 請求人の開示請求において、事業場が特定されるか否かにより開示・不開示箇所が異なるものがあることから、事業場を特定した開示請求がなされた場合のマスキング例と事業場を特定していない開示請求がなされた場合のマスキング例を示している。

○ マスキングにあたっての留意点

- ・ 開示・不開示の判断は、法第5条各号に掲げる不開示情報に該当するか 否かに基づき行うこと。
- ・ 文書の標題やもともと印字されている箇所（不動文字）は開示すること。
- ・ 不開示としている箇所であっても、未記入のため空欄となっている箇所は、不開示情報に該当する情報がないため開示すること。
- ・ 開示としている箇所であっても、不開示とされる個人名が記録されている場合等必要な範囲で不開示となる場合があること。
- ・ 審査会のホームページで答申の閲覧ができるため、マスキングを行う際には参考にすること。

【答申会答申データベース検索 URL】

<http://www8.cao.go.jp/jyouhou/>

【目次】

	事業場特定型	事業場不特定型
災害調査復命書	P 3	P 14
労働者死傷病報告	P 8	P 19
安全衛生指導復命書	P 9	P 20
安全衛生指導書	P 12	P 23
改善報告書	P 13	P 24

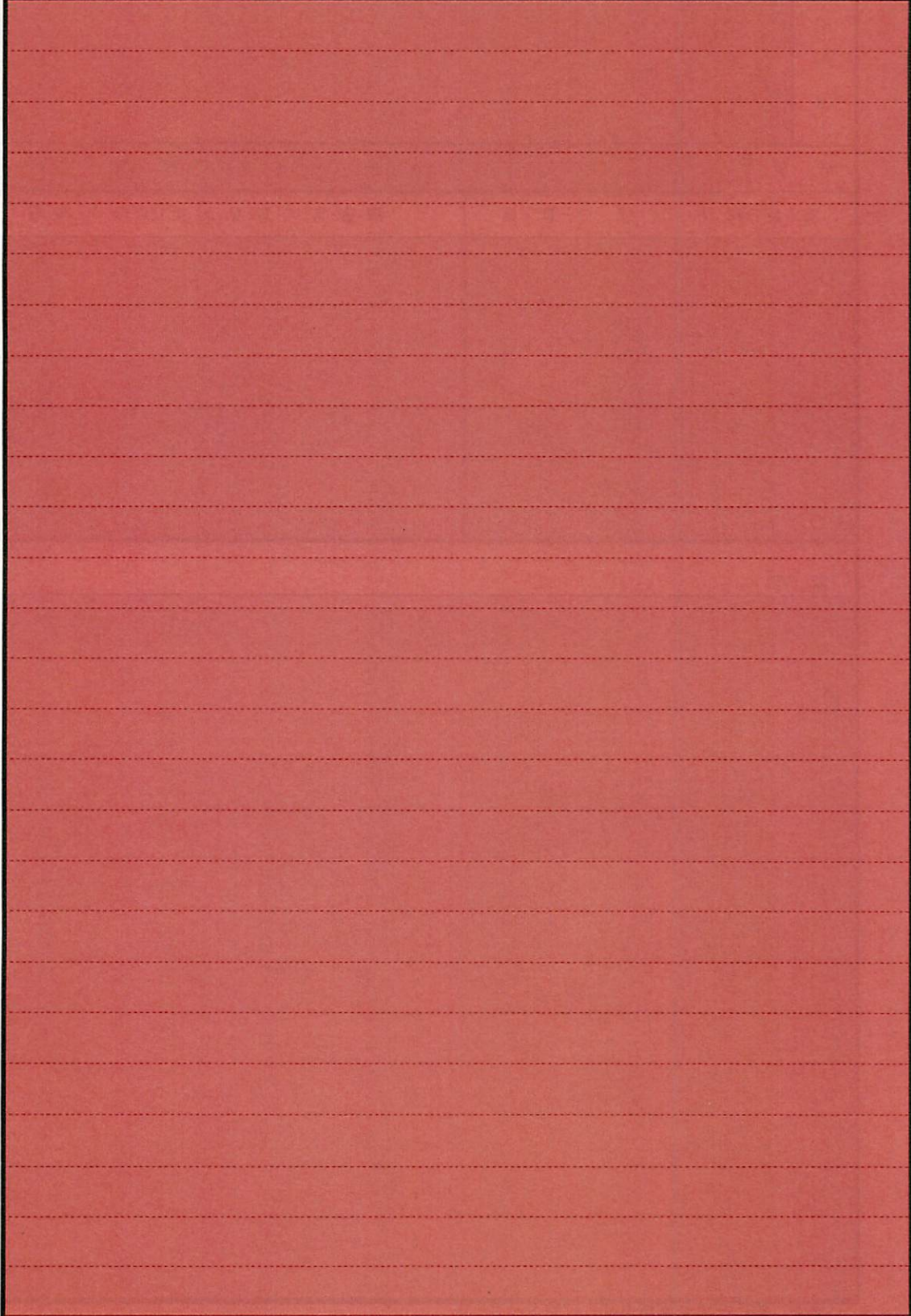
署長	次長	主任・課長	専門官・係長	災害調査復命書			起因物		局名			
							事故の		署名			
号別		事業の種類および事業の概要				労災関係		加入の有・無	非適用			
事業場名				視事業場名								
				元方事業場名	(発注者名)							
所在地				所在地								
代表者職氏名				代表者職氏名								
安全衛生管理体制	1 総括安全衛生管理者職氏名			5 統括安全衛生責任者職氏名								
	2 安全管理者または衛生管理者職氏名			6 安全衛生責任者職氏名								
	3 産業医氏名			7 安全委員会または衛生委員会			有・無					
	4 作業主任者、作業指揮者職氏名											
所定労働時間	時	分	～	時	分	労働者数 [かっこ内は 年少者]	男	名	女	名	計	名
災害発生地				発生年月日時	平成 年 月 日 (曜日) 午後 時 分							
被災状況 (死亡 名、行方不明 名、休業 名)												
被災者氏名	年齢	職種	経験年数	勤続年数	障害の部位および傷病名	休業見込日数および死亡	出稼・一般の別					
							出稼・一般					
							出稼・一般					
							出稼・一般					
発生状況、原因等の概況												
調査年月日	平成 年 月 日			調査官	官別	氏名 (印)						
面接者職氏名				調査官								

・灰色は、原則不開示
 ・赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

[災害発生状況の詳細]

- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

[災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細]



・ 灰色は、原則不開示
・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

違 反 条 項			
措 置	年 月 日	安衛指導書・指導票・是勅・使停・司法・その他	
署 長 判 決 お よ び 意 見		調 査 官 の 意 見 お よ び 参 考 事 項	
年 月 日			
[備 考]			

[備考] 欄には参考事項があれば記入すること。

- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

労働基準監督署

写真番号	
------	--

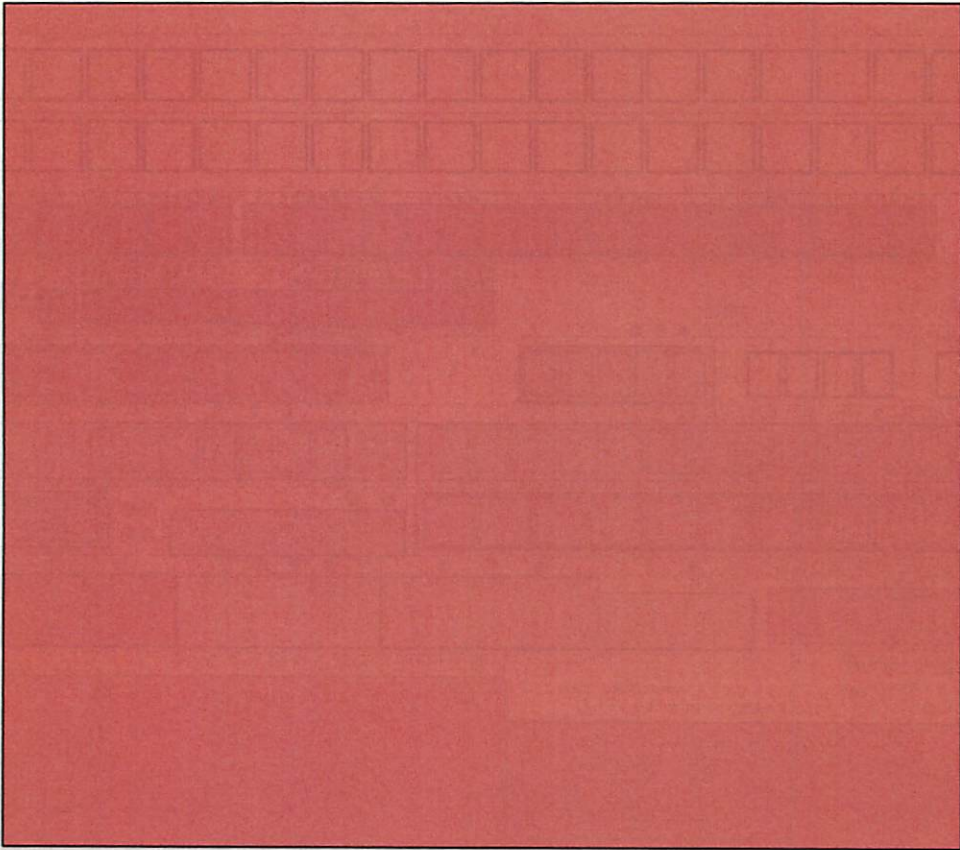


写真 説明	記事							
	撮影年月日時分	平成	年	月	日	午前 午後	時	分
	撮影者	労働基準監督署 労働基準監督官 労働技術官 労働事務官					印	

- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

労働者死傷病報告

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働保険番号(被災業の事業に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)												事業の種類	
81001													
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)													
カナ													
漢字													
工事名													
職員記入欄 所属先の事業の労働保険番号													
事業場の所在地													
郵便番号													
電話 ()													
労働者数													
7:平成													
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。)													
カナ													
漢字													
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)													
災害発生状況及び原因													
略図(発生時の状況を図示すること。)													
原因物													
店社コード													
業種分類													
事故の型													
業務上疾病													
1:該当													
2:非該当													
報告書作成者 職氏名													

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

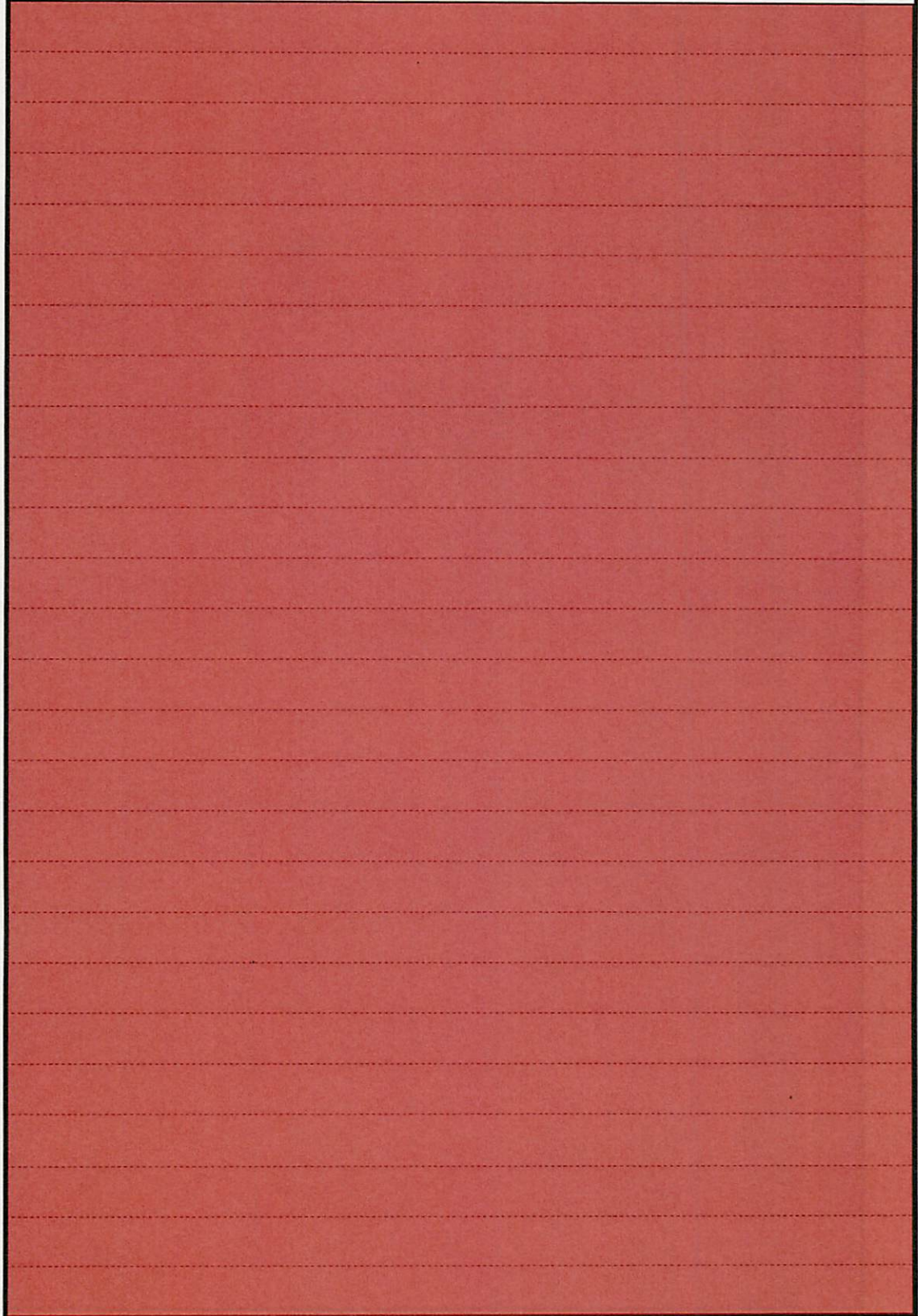
安全衛生指導復命書

完結区分	指導種別	整理番号	事業場キー					
指導年月日	労働保険番号							
業種								
安全衛生指導重点対象区分								
特別監督等対象区分								
労働者数	男	人	派遣	人	年少者	人	特別1	人
	女	人	パート	人	外国人	人	特別2	人
	全体	人	有期契約	人	障害者	人	企業全体	人
事業の名称								
事業場の名称								
事業場の所在地	電話番号 ()							
代表者職氏名							次長	
店社							課長 (主任)	
復命者職氏名印								
署長判決	完結	要再指導	要改善報告	要監督	安衛配置			
月日								
参考事項・意見								
No.	違反法条項・指導事項等	是正期日・改善期日 (命令の期日を含む)	確認 までの間	備考1	備考2			
面接者職氏名						別添	付表その他	

115-001-00125, 9.25 * 1-1-1

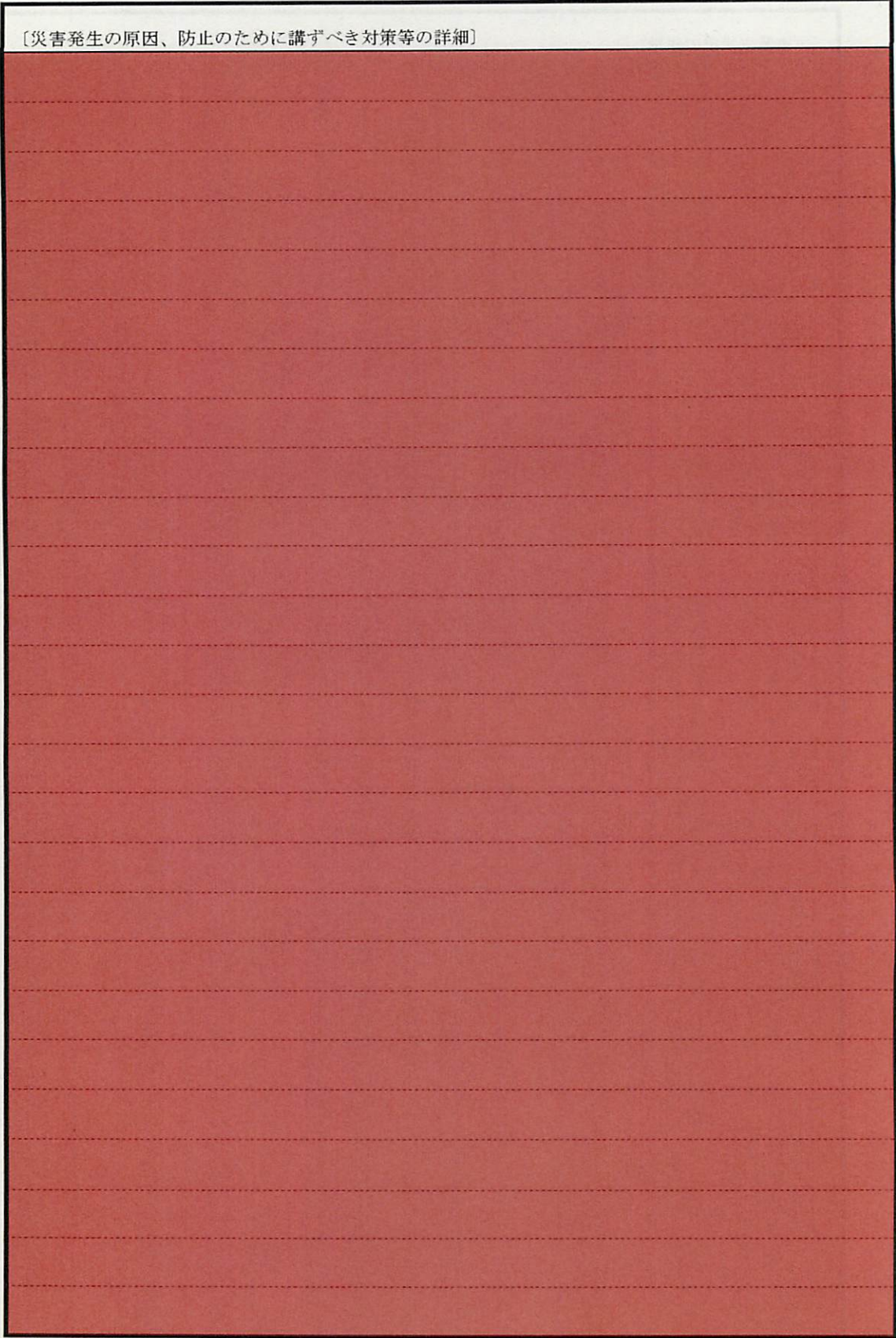
- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

[災害発生状況の詳細]



- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

[災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細]



・ 灰色は、原則不開示
・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

違 反 条 項			
措 置	年 月 日	安衛指導書・指導票・是勸・使停・司法・その他	
署 長 判 決 お よ び 意 見		調 査 官 の 意 見 お よ び 参 考 事 項	
年 月 日			
[備 考]			

〔備考〕欄には参考事項があれば記入すること。

- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

写真番号	
------	--

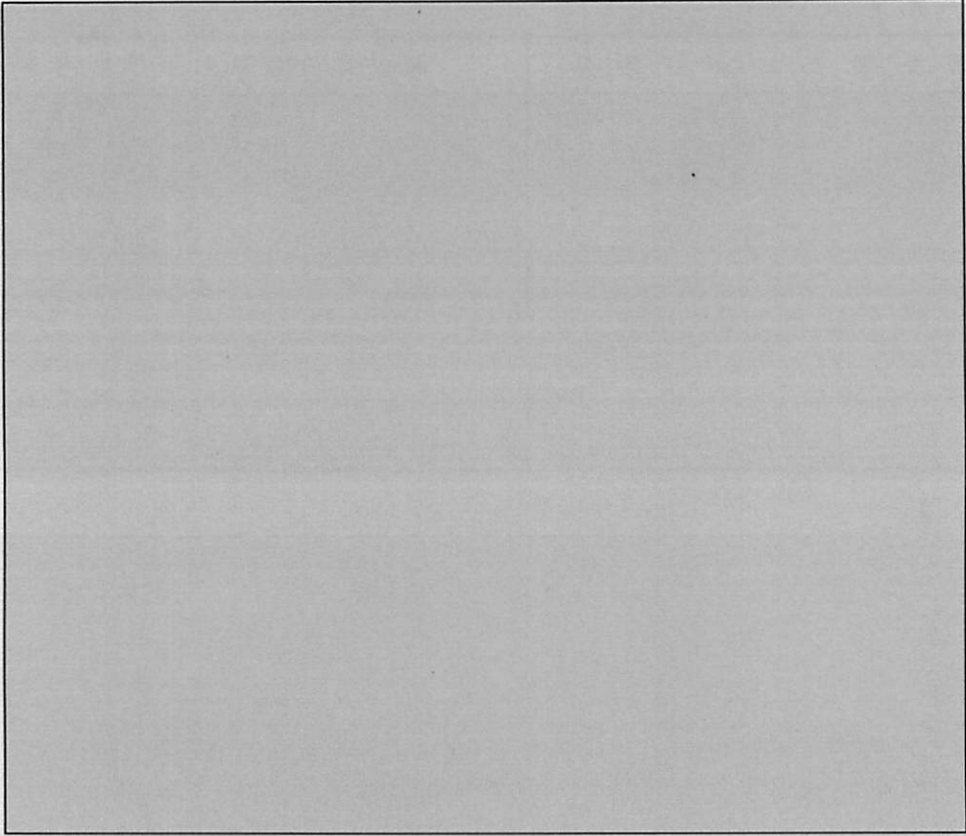


写真 説明	記 事							
	撮影年月日時分	平成	年	月	日	午前 午後	時	分
	撮 影 者	労働基準監督署 労働基準監督官 労働技術官 労働事務官					印	

- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

不開示内容・不開示内容等請求人は労働関係書類に開示内容

安全衛生指導復命書

完結区分	指導種別	整理番号	事業場キー					
指導年月日	労働保険番号							
業種								
安全衛生指導重点対象区分								
特別監督等対象区分								
労働者数	男	人	派遣	人	年少者	人	特別1	人
	女	人	パート	人	外国人	人	特別2	人
	全体	人	有期契約	人	障害者	人	企業全体	人
事業の名称								
事業場の名称								
事業場の所在地	電話番号 ()							
代表者職氏名							次長	
店社							課長 (主任)	
復命者職氏名印								
署長判決	完結	要再指導	要改善報告	要監督	安衛配置			
月 日								
参考事項・意見								
No.	違反法条項・指導事項等	是正期日・改善期日 (命令の期日を含む)	確認までの間	備考1	備考2			
面接者職氏名						別添	付表	その他

10-001-00125.9.25 * 1ページ

- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

安全衛生指導復命書(続紙)

指導種別	
整理番号	

参考事項・意見	
	自由記入欄(地図、見取り図等)

13-001-02 H19.3.30 * 16-シ

- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

**開示請求に係るマスクング対応例
(個人情報保護法分)**

**平成 27 年 5 月
安全衛生部**

○ 本資料は、情報公開関係業務の参考に資するため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づく開示請求における基本的なマスキング例を作成したものである。このマスキング例のうち、灰色を原則不開示とした箇所、赤色を請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討すべき箇所として示している。

また、今後、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）から新たに答申が示された場合には、変更されることがあり得るものである。

○ 開示・不開示の判断は、法第14条各号に掲げる不開示情報が記録されているか否かにより判断されるため、最終的には個別の事案に即しての開示・不開示の判断が求められることに留意が必要である。

(労 働 者 死 傷 報 告 書)

○ マスキングにあたっての留意点

- ・ 開示・不開示の判断は、法第14条各号に掲げる不開示情報に該当するか否かに基づき行うこと。
- ・ 文書の標題やもともと印字されている箇所（不動文字）は開示すること。
- ・ 不開示としている箇所であっても、未記入のため空欄となっている箇所は、不開示情報に該当する情報がないため開示すること。
- ・ 開示としている箇所であっても、不開示とされる個人名が記録されている場合等必要な範囲で不開示となる場合があること。
- ・ 審査会のホームページで答申の閲覧ができるため、マスキングを行う際には参考にすること。

【答申会答申データベース検索 URL】

<http://www8.cao.go.jp/jyouhou/>

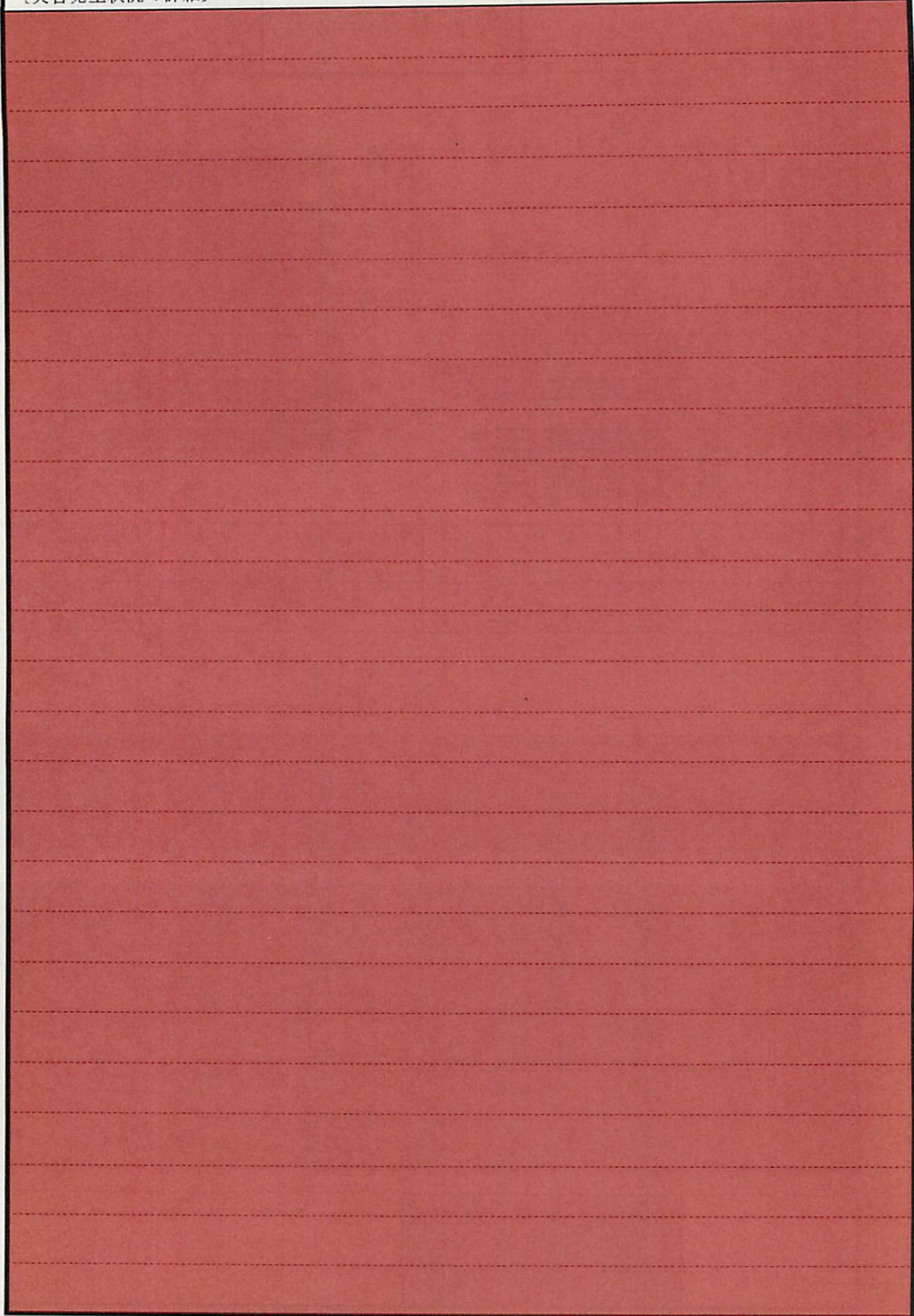
【目次】

・ 災害調査復命書	．．．．．	P 3
・ 労働者死傷病報告	．．．．．	P 8
・ 安全衛生指導復命書	．．．．．	P 9
・ 安全衛生指導書	．．．．．	P 1 2
・ 改善報告書	．．．．．	P 1 3

署長	次長	主任・課長	専門官・係長	起因物		局名
				災害調査復命書		署名
号別		事業の種類および事業の概要		労災関係		加入の有・無 非適用
事業場名		親事業場名		元方事業場名 (発注者名)		
所在地		所在地				
代表者職氏名		代表者職氏名				
安全衛生管理体制	1 総括安全衛生管理者職氏名		5 統括安全衛生責任者職氏名			
	2 安全管理者または衛生管理者職氏名		6 安全衛生責任者職氏名			
	3 産業医氏名		7 安全委員会または衛生委員会 有・無			
	4 作業主任者、作業指揮者職氏名					
所定労働時間	時 分 ~ 時 分	労働者数 [かっこ内は年少者]	男 ()	女 ()	計 ()	名
災害発生地		発生年月日時	平成 年 月 日 (曜日)	午後	時 分	
被災状況 (死亡名、行方不明名、休業名)						
被災者氏名	年齢	職種	経年数	勤続年数	障害の部位および傷病名	休業見込日数および死亡
						出稼・一般
						出稼・一般
						出稼・一般
発生状況、原因等の概況						
調査年月日	平成 年 月 日		調査官	官別	氏名 (印)	
面接者職氏名						

・灰色は、原則不開示
 ・赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

[災害発生状況の詳細]



- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

[災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細]

- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

写真番号	
------	--

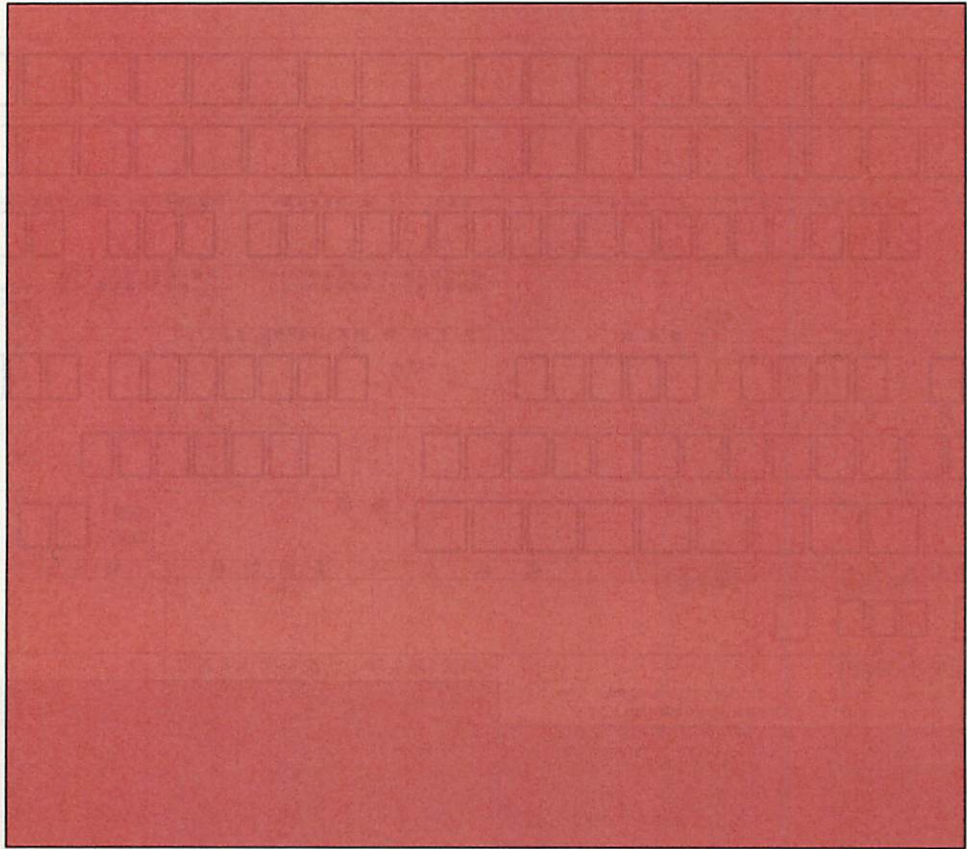


写真 事 記 明	事						
	記						
	撮影年月日時分	平成	年	月	日	午前 午後	時 分
撮影者	労働基準監督官 労働技術官 労働事務官	労働基準監督署				印	

・ 灰色は、原則不開示
 ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

安全衛生指導復命書

完結区分	指導種別	整理番号	事業場キー									
指導年月日	労働保険番号											
業種												
安全衛生指導重点対象区分												
特別監督等対象区分												
労働者数	男	人	派遣	人	年少者	人	特別1	人				
	女	人	パート	人	外国人	人	特別2	人				
	全体	人	有期契約	人	障害者	人	企業全体	人				
事業の名称												
事業場の名称												
事業場の所在地	電話番号 ()											
代表者職氏名							次長					
店社							課長 (主任)					
復命者職氏名印												
署長判決	完結	要再指導	要改善報告	要監督	安衛配置							
月日												
参考事項・意見												
No.	違反法条項・指導事項等	是正期日・改善期日 (命令の期日を含む)	確認までの間	備考1	備考2							
面接者職氏名						別添	統一紙	安衛配置	是正報告	復命書	付表	その他

・灰色は、原則不開示
 ・赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

安全衛生指導復命書(続紙)

指導種別	
整理番号	

参 考 事 項 ・ 意 見	
	自由記入欄(地図、見取り図等)

1B-001-02 H19.3.30 * 1ページ

- ・ 灰色は、原則不開示
- ・ 赤色は、請求内容や請求人の就労実態等を踏まえて開示・不開示を検討

対象文書名	大項目	中項目	行政機関の保有する情報の公開に関する法律						行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律							
			開示	不開示(注①～③)					備考	開示	不開示(注①～③)					備考
				不開示の根拠 法6条該当号							不開示の根拠[法14条該当号]					
				1号	2号イ	2号ロ	6号柱書き	6号イ			2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き	7号イ	
	災害発生状況の詳細	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	・不開示情報に該当するものを除き開示 ・災害の実態により判断
	災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	・個題部分は開示
	違反条項(法違反の検討)		○				○	○		○			○	○		
	措置		○				○	○		○			○	○		
	審長料決および意見		○				○	○		○			○	○		
	調査官の意見および参考事項		○				○	○		○			○	○		
	備考		○			○	○	○		○			○	○		
添付資料	写真		○	○	○	○	○	○	△	○	○	○		○	○	・撮影者は開示 ・撮影年月日は調査年月日が開示であれば開示 ・工法上のノウハウや設計手法が明らかになり、当該事業場の競争上の地位を害するおそれがあるものは不開示 ・防犯上の観点から、事業場関係者以外の第三者が通常知り得ない情報であり、公開することが不適切なものは不開示 ・個人を被写体とする部分又は個人を特定できる情報(車のナンバープレートや災害と直接関連のない看板等)はその部分を不開示 ・上記に該当せず、単に顔模を示したものに過ぎない写真は開示 ・資料番号、ページ番号、方角記号、長さ記号等が記載されている場合は、その部分を開示
	図面		○	○	○	○	○	○	△	○	○	○		○	○	・図面のタイトルは原則開示、その他、法第14条の不開示情報に該当しない個別部分は開示 ・単に全体図を示したものに過ぎない図面は開示

(注①) 様式の標題や最初から記載されている項目(不動文字)は開示

(注②) 空欄(未記入)の場合は開示とすること。

(注③) 表中、「○」が原則の対応方針である。「△」については備考欄の一定の条件を考慮すること。

労働者死傷病報告における開示、不開示基本対応方針

対象文書名	大項目	中項目	行政機関の保有する情報の公開に関する法律						行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律												
			開示	不開示(注①~③)					備考	開示	不開示(注①~③)					備考					
				不開示情報 法8条該当号							2号	3号イ	3号イ	7号柱書き	7号イ						
				1号	2号イ	2号ロ	6号柱書き	6号イ													
労働者死傷病報告		労働保険番号	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、事業場が特定されている場合は開示	○									
		事業場の名称	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、事業場が特定されている場合は開示 ※ ただし、工事名が特定されていない場合は不開示	○									
		事業場の所在地	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、事業場が特定されている場合は開示	○									
		積内下請事業の場合は該事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、事業場が特定されている場合は開示	○									
		派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、事業場が特定されている場合は開示	○									
		提出事業者の区分	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、事業場が特定されている場合は開示	○									
		郵便番号	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、事業場が特定されている場合は開示	○									
		労働者数	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、事業場が特定されていない場合は、事業場が特定されない範囲で開示	○									
		発生日時	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、事業場が特定されている場合は開示	○									
		被災労働者の氏名		○		○						○									
		生年月日		○		○						○									
		性別		○		○						○									
		職種	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、事業場が特定されていない場合は、事業場が特定されない範囲で開示	○									
		経験期間		○		○						○									
		休業見込期間又は死亡日時	△	○		○					報道の内容等から明らかな場合は、その部分を開示	○									
		傷病名		○		○						○									
		傷病部位		○		○						○									
		被災地の場所	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、被災地の場所が明らかである場合は開示	○									
		災害発生状況及び原因	△	○		○	○	○	○		法令及び答申に基づき不開示情報がある場合はその部分を不開示	△	○		○	○	○				法令及び答申に基づき不開示情報がある場合はその部分を不開示
		略因	△	○		○	○	○	○		法令及び答申に基づき不開示情報がある場合はその部分を不開示	△	○		○	○	○				法令及び答申に基づき不開示情報がある場合はその部分を不開示
報告書作成者職氏名		○		○	○					○		○	○								
職員記入欄	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、事業場が特定されていない場合は開示	○											
事業者職氏名	△	○		○					開示請求時の対象文章中において、事業場が特定されている場合は開示	○											
事業者印影		○		○						○		○									
年月日	○									○											
労働基準監督署長名	○									○											

(注①) 様式の標題や最初から記載されている項目(不動文字)は開示
 (注②) 空欄(未記入)の場合は開示とすること。
 (注③) 表中、「○」が原則の対応方針である。「△」については備考欄の一定の条件を考慮すること。

安全衛生指導復命書における開示、不開示基本対応方針

対象文書名	大項目	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)							行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)															
		開示	不開示(注①~③)						備考	開示	不開示(注①~③)						備考							
			不開示の根拠[法6条該当号]								不開示の根拠 法14条該当号													
			1号	2号イ	2号ロ	6号柱書金	8号イ				2号	3号イ	3号ロ	7号柱書金	7号イ									
安全衛生指導復命書(被験)	タイトル(標題)	○								○														
	完結区分	△	○				○	○	開示請求時の対象文書中において、事業場が特定されていない場合は、事業場が特定されない範囲で開示		○				○	○								
	指導種別	△	○				○	○	開示請求時の対象文書中において、事業場が特定されていない場合は、事業場が特定されない範囲で開示		○				○	○								
	整理番号	○								○														
	事業場キー	△	○		○				事業場が特定されている場合は開示	○														
	指導年月日	△	○						事業場が特定されている場合は開示	△	○												事業場が特定されている場合は開示	
	労働保険番号	△	○		○				事業場が特定されている場合は開示	○														
	業種	○								○														
	安全衛生指導重点対象区分		○				○	○			○					○	○							
	特別監督等対象区分		○				○	○			○					○	○							
	労働者数	△	○		○				開示請求時の対象文書中において、事業場が特定されていない場合は、事業場が特定されない範囲で開示	○														
	事業の名称	△	○		○				開示請求時の対象文書中において、事業の名称が特定されている場合は開示	○														
	事業場の名称	△	○		○				開示請求時の対象文書中において、事業場の名称が特定されている場合は開示	○														
	事業場の所在地	△	○		○				開示請求時の対象文書中において、事業場の名称が特定されている場合は開示	○														
	電話番号	△	○		○				開示請求時の対象文書中において、事業場の名称が特定されている場合は開示	○														
	代表者職氏名	△	○		○				開示請求時の対象文書中において、事業場の名称が特定されている場合は開示	○														
	店社	△	○		○				開示請求時の対象文書中において、事業場の名称が特定されている場合は開示	○														
	復命者職氏名印	○								○														
	署長判決	△	○				○	○	開示請求時の対象文書中において、事業場が特定されていない場合は、事業場が特定されない範囲で開示		○					○	○							
	文長、課長(主任)(決裁欄)	○								○														
	月日	○								○														
	安衛配置	○								○														
	参考事項・意見	△	○		○	○	○	○	○	不開示情報に該当する場合はその部分を不開示	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不開示情報に該当する場合はその部分を不開示 災害の実態により判断
No	△	○		○			○	○			○				○	○								
違反法条項・指導事項等	△	○		○			○	○	開示請求時の対象文書中において、事業場名が特定されていない場合であって、「指導事項」を開示した際、事業場名の特定に繋がらない範囲で開示		○				○	○								
是正期日・改善期日 (命令の記号を含む)	△	○					○	○			○				○	○								
確認までの間	△									○														
備考1	○									○														
備考2	○									○														
図検者職氏名		○		○							○		○	○										
別添		○				○	○	○			○				○	○								

(注①) 様式の標題や最初から記載されている項目(不動文字)は開示

(注②) 空欄(未記入)の場合は開示とすること。

(注③) 表中、「○」が原則の対応方針である。「△」については備考欄の一定の条件を考慮すること。

安全衛生指導書における開示、不開示基本対応方針

対象文書名	大項目	行政機関の保有する情報の公開に関する法律							行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律							
		開示	不開示(注①~③)					備考	開示	不開示(注①~③)					備考	
			不開示の根拠 法5条該当番号							不開示の根拠 法14条該当番号						
			1号	2号イ	2号ロ	6号柱書き	6号イ			2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き	7号イ		
1 安全衛生指導書(指) ※1 情報公開法において、事業場が特定されており、報道等により何らかの指導がなされていることが明らかである場合はその部分を開示 ※2 行政機関個人情報保護法において、事業場が指導を受けていることが明らかでない場合は全面不開示	タイトル(標題)	○							○							
	交付年月日	○							○							
	事業の名称	△	○		○			開示請求時の対象文書中において、事業の名称が特定されている場合は開示	○							
	代表者職氏名	△	○		○			開示請求時の対象文書中において、事業場名が特定されている場合は開示	○							
	事業場の名称	△	○		○			開示請求時の対象文書中において、事業場名が特定されている場合は開示	○							
	監督者及び担当者名	○							○							
	報告期限に係る表記	○							○							
	項目	△	○		○	○	○	○	開示請求時の対象文書中において、事業場名が特定されていない場合であって、「項目」を開示した際、事業場名の特定に繋がらない範囲で開示		○	○	○	○	○	
	指導事項	△	○		○	○	○	○	開示請求時の対象文書中において、事業場名が特定されていない場合であって、「項目」を開示した際、事業場名の特定に繋がらない範囲で開示		○	○	○	○	○	
	受信年月日	○							○							
受信者職氏名		○		○	○				○	○	○					
2 安全衛生改善報告書 ※1 情報公開法において、事業場が特定されており、報道等により何らかの指導がなされていることが明らかである場合はその部分を開示 ※2 行政機関個人情報保護法において、事業場が指導を受けていることが明らかでない場合は全面不開示	報告年月日	○							○							
	宛先(監督者名)	○							○							
	報告者(事業者名・公印等)	△	○		○	○		開示請求時の対象文書中において、事業者名等が特定されている場合はその部分を開示		○	○	○				
	指導事項		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		
	改善内容		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		
	改善完了期日		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		
	決裁欄	○							○							
	受信印	○							○							
添付資料		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	請求人に関する情報を除き不開示	

(注①) 様式の標題や最初から記載されている項目(不動文字)は開示

(注②) 空欄(未記入)の場合は開示とすること。

(注③) 表中、「○」が原則の対応方針である。「△」については備考欄の一定の条件を考慮すること。

法第88条に基づく計画届における開示、不開示基本対応方針

対象文書名	大項目	中項目	行政機関の保有する情報の公開に関する法律							備考	
			開示	不開示(注①~③)							
				不開示の根拠【法5条該当号】							
				1号	2号イ	2号ロ	6号柱書き	6号イ			
1 計画届(安衛附様式第21号 石綿関係)	表紙	事業の種類	○								
		事業場の名称	○								
		仕事を行う場所の地名番号	○								
		電話	△	○		○					店社の電話番号であって、一般に実行可能な手段(Web上の検索サイトで検索する等)により知り得るものは開示。それ以外(現場事務所で一時的に設置する番号、携帯番号等)は不開示。
		仕事の範囲	△	○		○					原則、開示であるが、記載内容が法第6条の不開示情報に該当する場合はその部分のみ不開示とする。
		採取する土石の種類	△	○		○					原則、開示であるが、記載内容が法第6条の不開示情報に該当する場合はその部分のみ不開示とする。
		発注者名	△	○		○					発注者が個人であって、個人名が記載されている場合は不開示
		工事請負金額		○		○					
		仕事の開始予定年月日	○								
		仕事の終了予定年月日	○								
		計画の概要	△	○		○					原則、開示であるが、記載内容が法第6条の不開示情報に該当する場合はその部分のみ不開示とする。
		参画者の氏名		○		○	○				
		参画者の経歴の概要		○		○	○				
		主たる事務所の所在地	○								
		電話	△	△		○					店社の電話番号であって、一般に実行可能な手段(Web上の検索サイトで検索する等)により知り得るものは開示。それ以外(現場事務所で一時的に設置する番号、携帯番号等)は不開示。
		使用予定労働者数		○		○					
		関係請負人の予定数		○		○					
		関係請負人の使用する労働者の予定数の合計		○		○					
		提出日	○								
		事業者職氏名	○								役員や作業所長(現場代理人)に関しては、原則として開示。
事業者印影		○		○							
宛先(監督署名)	○										
受領印	○										
2		目次	○							個人名の記載がある、又は、工法の名称や作業フローまでを含む詳細な項目立てとなっていて、当該項目を開示するだけで事業者のノウハウが明らかになるおそれがある、等の特別な事情がない限り、原則として開示。 なお、ここで目次の項目が明らかになることから、以降の一件文書についても、項目名部分は部分開示とする。	
		現場組織表、緊急連絡先等		○		○				実施体制のうち、下請や協力会社など第三者の記載については不開示。携帯番号等も不開示。 個人名については、表紙で開示する事業者職氏名については開示。(ただし、現場代理人が作業主任者を兼任するなどの場合、現場代理人の欄は開示するが、同一の氏名であっても、作業主任者の欄は不開示とする。) 公的な機関や基礎インフラ関係(電気・ガス・水道等)については原則として開示。医療機関については、産業医個人の氏名が掲載されている等の場合には、不開示とすることを検討するが、現場近くの救急病院が記載されているだけの場合には開示する。	
		作業員名簿、スケジュール表		○		○				様式部分を除き、不開示。 なお、一般的な様式の場合、空欄があると当該空欄部分のみは開示することとしているが、作業員名簿に関しては、空欄の数から逆に作業員数等を推定することができしうので、空欄も含めて不開示とする。	

対象文書名	大項目	中項目	行政機関の保有する情報の公開に関する法律							備考
			開示	不開示(注①～③)						
				不開示の種別【法5条該当番号】						
				1号	2号イ	2号ロ	6号柱書き	6号イ		
	添付資料	地図	○	△		○				現場周辺の地図は原則として開示。 石綿の処分場なども含まれる搬出経路図等があれば、当該経路図等は不開示(経路について文章での説明もついている場合、出発地点(=作業現場)以外は不開示。)
		使用機材リスト		○		○				不開示。機材カタログ・商品のSDS等が添付されている場合、当該カタログ等は他の復命書等と同様の整理のもと開示するが、機材リスト本体はあくまで不開示とする。
		関連法令	○	△		○				関連法令として、労働安全衛生法令や大気汚染防止法令等の法令や指針等の条文が、一部抜粋等の加工無しで添付されているだけの場合、開示。実施方法等の計画の中で、一連の記述の一環として記載されている場合には、当該計画全体として不開示とすることが妥当な場合には、当該計画の一体のものとして不開示。
		その他の資料	○	○		○	○	○	○	法第5条の不開示情報に該当しない限り、個別部分は積極的に開示すること。 石綿の種類等の情報であって、他の記述から明らかになり得るものについては、開示を検討する。

(注①)様式の標題や最初から記載されている項目(不動文字)は開示

(注②)空欄(未記入)の場合は開示とすること。

(注③)表中、「○」が原則の対応方針である。「△」については備考欄の一定の条件を考慮すること。

石綿障害予防規則第5条に基づく作業届における開示、不開示基本対応方針

対象文書名	大項目	中項目	行政機関の保有する情報の公開に関する法律						備考	
			開示	不開示(注①~③)						
				不開示の根拠 法5条該当号						
				1号	2号イ	2号ロ	6号柱書き	6号イ		
1 作業届(石綿関係式第1号)	表紙	タイトル(標題)	○							
		事業場の名称	○	△	○					個人名を含む場合(ex.『〇〇様邸解体工事』のような場合)は不開示
		作業場の所在地	○							対象文書に事業場名が特定されている場合は開示
		仕事の範囲	○							
		解体する部材の種類	○							
		発注者名	○	△	○					発注者が個人であって、個人名が記載されている場合は不開示
		工事請負金額		○		○				
		仕事の開始 予定年月日	○							
		仕事終了 予定年月日	○							
		主たる事務所の所在地	○							
		電話	△	△		○				店社の電話番号であって、一般に実行可能な手段(Web上の検索サイトで検索する等)により知り得るものは開示。それ以外(現場事務所で一時的に設置する番号、携帯番号等)は不開示。
		使用予定労働者数		○		○				
		関係請負人の予定数		○		○				
		関係請負人の使用する労働者の予定数の合計		○		○				
		作業主任者の氏名		○		○				
		石綿ばく露防止のための措置の概要	○							
		提出日	○							
		事業者職氏名	○							役員や作業所長(現場代理人)に関しては、印影以外、原則として開示。
		宛先(監督署名)	○							
		受領印	○							
備考	○									
決裁欄	○							該当する場合		
2		目次	○						個人名の記載がある、又は、工法の名称や作業フローまでを含む詳細な項目立てとなっていて、当該項目を開示するだけで事業者のノウハウが明らかになるおそれがある、等の特別な事情がない限り、原則として開示。 なお、ここで目次の項目が明らかになることから、以降の一件文書についても、項目名部分は部分開示とする。	

対象文書名	大項目	中項目	行政機関の保有する情報の公開に関する法律								備考
			開示	不開示(注①～③)					備考		
				不開示の根拠 法5条該当号							
				1号	2号イ	2号ロ	6号柱書き	6号イ			
		現場組織表、緊急連絡先等		○	○						実施体制のうち、下請や協力会社など第三者の記載については不開示。携帯番号等も不開示。 個人名については、表紙で開示する事業者職氏名については開示。(ただし、現場代理人が作業主任者を兼任するなどの場合、現場代理人の欄は開示するが、同一の氏名であっても、作業主任者の欄は不開示とする。) 公的な機関や基礎インフラ関係(電気・ガス・水道等)については原則として開示。医療機関については、産業界個人の氏名が掲載されている等の場合には、不開示とすることを検討するが、現場近くの救急病院が記載されているだけの場合等には開示する。
		作業員名簿、スケジュール表		○	○						様式部分を除き、不開示。 なお、一般的な様式の場合、空欄があると当該空欄部分のみは開示することとしているが、作業員名簿に関しては、空欄の数から逆に作業員数等を推定することができてしまうので、空欄も含めて不開示とする。
		調査分析の結果	○	△	○						平成28年以降、大気汚染防止法令の改正に伴い、調査分析の結果は現場で掲示されることとなるので、原則として開示。現場で掲示されている以上の情報が含まれる場合には、当該箇所のみ不開示とすることを検討。
		地図	○	△	○						現場周辺の地図は原則として開示。 石隄の処分場なども含まれる搬出経路図等があれば、当該経路図等是不開示(経路について文章での説明もついている場合、出発地点(=作業現場)以外は不開示。)
		廃棄物処理関係		○	○						最終処分場等の情報は不開示。 特別管理産業廃棄物収集運搬業、処分業許可証等については、他の資格証明等と同様の考え方に加え、下記の各箇所をマスキングする。 一(収集運搬)「許可の更新・変更の状況」欄(様式としての項目名は開示。) 一(処分)「事業の用に供するすべての施設」欄のうち「設置場所」～「許可番号」の各欄の中身、「許可の更新又は変更の状況」欄の中身
		使用機材リスト		○	○						不開示。機材カタログ・薬品のSDS等が添付されている場合、当該カタログ等は他の復命書等と同様の整理のもと開示するが、機材リスト本体はあくまで不開示とする。
		関連法令	○	△	○						関連法令として、労働安全衛生法令や大気汚染防止法令等の法令や指針等の条文が、一部抜粋等の加工無しで添付されているだけの場合、開示。実施方法等の計画の中で、一連の記述の一環として記載されている場合には、当該計画全体として不開示とすることが妥当な場合には、当該計画の一体のものとして不開示。
		その他の資料	○	△	○	○	○	○	○		法第5条の不開示情報に該当しない限り、個別部分は積極的に開示すること。 石隄の除去箇所などの情報については、工事名等、他の開示箇所の情報から明らかである場合には、当該箇所を開示する。(図面などの記載も含む。)

(注①) 様式の標題や最初から記載されている項目(不動文字)は開示

(注②) 空欄(未記入)の場合は開示とすること。

(注③) 表中、「○」が原則の対応方針である。「△」については備考欄の一定の条件を考慮すること。